

寄附金控除に係る申告特例申請の手続き方法について

【ふるさと納税ワンストップ特例申請】

★寄附金控除に係る申告特例申請(通称ふるさと納税ワンストップ特例制度)は、確定申告や住民税申告をもともと要しない給与所得者等の方が、申告をしなくても寄附金の控除を受けられる制度です。

寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告もしくは「寄附金控除に係る申告特例申請」のどちらかをしなければなりません。確定申告をされる予定の無い方は、期限までに申請書とマイナンバー関係書類を寄附先の市町村へ提出してください。

【制度の対象となる方】

次の2つの条件をすべて満たす方が対象となります。

1. 確定申告等を行う必要の無い方

●確定申告を行わなければならない自営業者の方や、給与所得者でも医療費控除等で確定申告を行う方などは特例の対象となりません。

●「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告をされた場合特例申請は受けられなくなります。申告をする場合は、寄附金に関する申告もお忘れのないようご注意ください。

2. ふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方

●5以下の地方公共団体に寄附する予定で「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、結果として6以上の地方公共団体に寄附された場合、すべての寄附について特例の適用は受けられなくなります。その場合必ず確定申告を行ってください。

●同じ地方公共団体に複数回寄附をした場合は1団体としてカウントします。

※1年に川場村に2回寄附をした→1団体への寄附としてカウント

【提出書類】

- ①寄附金控除に係る申告特例申請書
- ②マイナンバーを証明できる書類の写し(個人番号カード、または個人番号通知カード)
- ③顔写真付きの証明書の写し1部(旅券、運転免許証等)

※顔写真付き証明書が無い場合は、写真のない身分証明書の写し2種類(健康保険証と年金手帳等)

※【提出期限】寄附をした年の翌年1月10日必着

※①～③すべての提出が必要です(申請書・マイナンバー・本人確認)。

但し、個人番号カードをお持ちの方は③の提出は不要です(個人番号と写真が確認できるため)。

★申請書類の提出先★

〒378 - 0101

群馬県利根郡川場村大字谷地 2390 番地 2

川場村役場 むらづくり振興課あて



寄附金税額控除に係る申告特例申請書 記入例

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号
住 所	フリガナ
	氏 名
	個人番号
	性 別
電話番号	生年月日
	明・大 昭・平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	受付日付印
氏 名	殿

住所と氏名を記入

受付団体名

記入した日

住民税納付先である住民票のある住所

太枠内に記入

寄附をした日

寄附をした金額

確定申告をしないことの確認にチェックをつけます。

この1年の間に6つの自治体以上に寄附をしていないことの確認にチェックをつけます。同じ自治体に複数回寄附をした場合は1自治体としてカウントします。